



ロータリー:
変化をもたらす

国際ロータリー第2790地区 千葉南ロータリークラブ会報



THE ROTARY CLUB OF CHIBA SOUTH

- 創立 ■ 1964年3月2日 ■ 例会日 ■ 毎・金曜日12時30分 ■ 例会場 ■ オークラ千葉ホテル
- 会長 ■ 向後 保雄 ■ 幹事 ■ 水野 浩利 ■ 会報委員長 ■ 酒井 秀大
- 事務局 ■ 〒260-0027 千葉市中央区新田町12-1 トーシン千葉ビル7階 (☎043-245-3204)

2017-18年度

第2628回

平成30年4月20日(金)点鐘12:30 《晴れ》

- ◆ロータリーソング『手に手つないで』
- ◆四つのテスト ~言行はこれに照らしてから~
 1. 真実か どうか
 2. みんなに公平か
 3. 好意と友情を深めるか
 4. みんなのためになるか どうか

◆お客様紹介

◇本日のゲストスピーカー
株式会社千葉銀行 営業支援部
副部長 葛城 康喜様 調査役 尼野 俊一様

◆会長報告 向後 保雄会長

昨日まで姉妹都市交流で中国へ行って参りました。テーブルの上にお土産を置きましたので、召し上がってください。今から22年前に姉妹提携をした蘇州市呉江区は、人口がとても多く近代的でした。向こうは大陸で地震があまり無いので、ブロックを積み上げるような形で高層ビルが急速な発展により、どんどん建っていました。上海蟹を沢山養殖しているのも呉江区です。

今日は、仮想通貨のお話をさせていただくとのことで、しっかりと勉強させていただきたいと思っております。

◆入会式

岡田 敦志会員 (紹介者:向後保雄会員、水野浩利会員)



ロータリーは、私の父が別のクラブに所属しておりました。私には関係ないものと思っておりましたが、この度、水野さんの強い勧めがありまして入会させていただきました。今後とも末永くお付き合いいただければと思います。

◆委員会報告

親睦活動委員会 (河原大輔副委員長)

来週4月27日(金)、例会後にマージャン大会を開催

いたします。鈴木親睦委員長から豪華景品も用意していただきました。皆さん、奮ってご参加ください。

◆幹事報告 水野 浩利幹事

勝浦RC創立55周年記念式典にご参加の皆様、点鐘は13:30です。送迎バスは、千葉駅午前10時45分発、蘇我駅午前11時発です。

◆ニコニコボックス報告

《 向後保雄会長・水野浩利幹事 》

若葉まばゆい好季節となりました。色とりどりの花も咲き乱れ、私たちの目を楽しませてくれています。

本日の卓話は、千葉銀行・葛城様と尼野様にお越し頂き「仮想通貨について」と題してお話いただけます。宜しくお願い致します。

岡田さん、ご入会お待ちしております。楽しいロータリーライフを一緒に過ごしましょう！！

《伊藤和夫会員》

新入会員・岡田敦志さん、千葉南ロータリークラブへのご入会、誠におめでとうございます。当クラブ48人目の会員です。会員増強委員会一同、そして当クラブ全会員、大歓迎です。ロータリアンとして、ロータリーライフを楽しんで下さい。

《斎藤昌雄会員》

岡田さん、ご入会おめでとうございます。今後とも宜しくお願い致します。

本日のニコニコボックス	4,000円	累計	416,700円
金の箱	627円	累計	16,608円

◆出席報告 (会員数48名)

出席者数	欠席者数	ビジター	4/6 修正出席率
28名	20名	2名	55.32%

第2629回例会

日時⇒ 平成30年4月27日(金) 点鐘12:30

卓話⇒ 『ものづくりを通じたひとづくりをカンボジアから世界に展開するSALASUSUの挑戦』

卓話者⇒ NPO SUSU

広報担当 後藤 愛美様

千葉RC	月	5/28	三井ガーデンホテル千葉
千葉西RC	火	5/1・5/15	センシティタワー「東天紅」
千葉幕張RC	火	5/1・5/22	アパホテル&リゾート東京ベイ
新千葉RC	水	5/2・5/16	京成ホテルミラマーレ
千葉北RC	水	5/2	ホテルポートプラザちば
千葉中央RC	木	5/24	三井ガーデンホテル千葉
千葉港RC	木	5/17・5/31	京成ホテルミラマーレ



本日の卓話

演 題⇒「仮想通貨について」

卓話者⇒ 株式会社千葉銀行 営業支援部

副部長 葛城 康喜様

調査課 尼野 俊一様



【仮想通貨とは】

○仮想通貨は、海外では
CryptoCurrency(クリプトカレンシー)
直訳すると「暗号通貨」と呼ばれて
います。

○国家や政府によって価値が保証されている円やドルなどの「法定通貨」とは異なり、国家や政府によって価値の保証がない電子通貨で、お札や硬貨といった実体のないものです。

○例えば、日本円の場合、送金や決済の際には銀行を経由し、その取引データを銀行が管理する台帳に記録しますが、仮想通貨の場合は、取引を仲介する銀行のような第三者機関は存在せず、各取引がインターネット上の電子台帳に記録されます。

○この電子台帳に記録するための技術がブロックチェーンと呼ばれるもので、この技術により、全取引データを衆人環視の下で永遠に記録することができ、かつ改ざんされることを防いでいます。このことで通貨としての価値が担保され、通貨として取引が成立しています。

○また、ブロックチェーンは、一つ一つの取引がブロックと呼ばれる台帳の中に書き込まれ、そのブロックが時系列に一本の鎖状に連なっています。その形状を形容してブロックチェーンと呼ばれています。

○ブロックチェーン技術を用いた取引台帳は、全世界に公開されており、取引の都度、無数のコンピュータに自動的に取引データがバックアップされます。

○仮に改ざんをしようと思っても、どのコンピュータに取引デ

ータがバックアップされているか、すべて把握することは物理的に不可能であるため、改ざんができないと考えられています。

○また、仮想通貨は、過去にキプロス共和国において法定通貨の価値が毀損したときに、仮想通貨で大規模な資金流入が起こったケースもありました。

【法定通貨と仮想通貨の違い】

○次に、法定通貨と仮想通貨の違いについてご説明いたします。

○先ほども少しご説明しましたが、法定通貨と仮想通貨にはかなりの違いがあります。

○法定通貨は、みなさんが普段利用している日本円やドル・ユーロ等が代表的なもので、硬貨や紙幣等の目に見える実体がありますが、仮想通貨はデジタルデータの集合体なので実体はありません。

○発行の主体は、法定通貨が政府や中央銀行が行っていることにに対し、仮想通貨はコンピュータプログラムによって自動的に発行され、管理者は存在しないことが多いです。

○発行量も、法定通貨は現在の日銀が行っているような異次元緩和時やインフレが進んだ場合等に発行量を増減させることにより中央銀行が管理していますが、仮想通貨の場合は金やプラチナのように発行量に上限があることが多いです。これによりインフレリスクを抑制しています。

○ほかにも、上記のとおり仮想通貨には管理者が少ないことが多いので、需要と供給のバランスが崩れたときに価値が大きく変動します。このため、代表的な仮想通貨のビットコインは、昨年末には1ビットコインあたり200万円を超えていましたが、現在は約90万円程度になっているように価値が半減しています。

○このため、仮想通貨は決済としてよりも投資の対象としてみている人が多いです。

【送金・決済システムについて】

○次に、送金や決済を行う際のシステムについてご説明します。

○法定通貨は、一般的に中央集権型システムと呼ばれており、利用者が送金しようと思うと、必ず銀行等の管理者を介して取引されます。個人間のダイレクトな送金はできない仕組みです。

○また、取引が発生した場合には、銀行等の管理者しか取引データ台帳を更新できません。このため、管理コストとして銀行等に対して手数料がかかることとなります。

- 一方で、仮想通貨は、インターネット上で利用者がダイレクトに送金できます。実際はデータを送受信しているだけです。この取引データがブロックに記録されます。
- 取引データはインターネット上で公開され、誰でも見ることができ、かつ無数のコンピュータに保存されています。このため、分散型システムと呼ばれています。取引台帳も分散型台帳と呼ばれることもあります。
- また、管理者がいない(少ない)ので管理コストがかからない、もしくは法定通貨よりも安価となっていることが多いです。

【仮想通貨の種類】

- 仮想通貨は、現在 1,000 種類以上あると言われていて(正確な数はわかりませんが)、最初に発行された仮想通貨は「ビットコイン」というものです。
- 「ビットコイン」は、2008 年に「サトシ・ナカモト」という人が論文を発表し、2009 年に発行されました。ビットコインは、現在でもすべての仮想通貨発行残高の 50%を占めています。
- また、「サトシ・ナカモト」は、ビットコインの設計図を公開したため、ブロックチェーン等を作成する技術を有していれば仮想通貨を開発することができます。
- ビットコイン以外の仮想通貨は、アルトコインと呼ばれておりますが、代表的なアルトコインには、イーサリアム、リップル、ネム等があり、ネムについては、今年の1月にコインチェックと言う仮想通貨交換業者が約580億円分のネムが盗まれたことで有名になりました。現在、コインチェック社は、マネックスグループに買収されています。
- 日本においては、三菱UFJ銀行がMUFGコインの実証実験を行っているほか、飛騨信用組合と飛騨市・高山市が協力して、さるぼぼコインを発行しています。
- また、世界では、エストニアやドバイ政府が国家として仮想通貨を発行しているケースもあります。法定通貨とどのように棲み分けするのかはこれからの課題のようです。

【仮想通貨取引のリスク】

- 仮想通貨は、法定通貨と比べてリスクがあると言われています。
- 主なリスクとして、一番にあげられるのは価格変動リスクです。法定通貨の場合は、ある程度変動すると、各国の政府や中央銀行が介入して変動を抑えます(為替介入等)が、仮想通貨は、先ほどもお話ししたように需要と供給のみにより価格は変動するため、半日で取引価格が乱高下することもあります。
- 次に、盗難リスクです。盗難リスクは法定通貨にも同様にあります。銀行預金は本人に過失がない場合は預金

者保護法によって保護されますが、仮想通貨にはそのような法整備がないため盗難された場合は原則自己責任となります。

- 次に、取引所の破たんリスクです。銀行預金は、万が一銀行が破たんした場合、元本 1,000 万円まで保護されています。また、株式や投資信託なども、株式買付や信託された資金は事業者の財産と分別管理されています。しかし、仮想通貨の場合は、取引所が破たんした場合に預けてある通貨を取り戻せない可能性もあるようです。
 - そのほかにも、誤送金時に取り消し操作ができなかったり、システム自体がインターネットに依存しており、取引時に通信が途切れる等のシステム障害が発生しやすい等のリスクもあります。
- ### 【日本における法規制】
- このようなリスクを抑制するため、日本では2017年に資金決済法が改正され、主に4つの規制がかかりました。
 - 一つ目は、事業者の登録制です。これにより、法律で定められた要件を満たさないと事業者として登録を受けられなくなったのですが、現在は、法施行前に事業を行っていた会社がみなし登録業者として事業を継続しています。
 - 二つ目は、利用者への適切な情報提供です。各事業者はホームページ等で仮想通貨の名称やしきみについて説明することを求められています。
 - 三つ目は、利用者財産との分別管理です。これも先ほど説明したみなし登録業者の場合は、分別管理できているかわかりません。
 - 四つ目は本人確認の実施です。仮想通貨は、犯罪収益のロンダリングに用いられる可能性があることから、マネーロンダリング対策の一環として設けられました。
 - このように、法律により規制がかかったものの、今後も更なる法改正が行われる可能性もあるとされています。

(卓話資料は、千葉銀行さんよりご提供いただきました。)

